

第1号様式(第3条関係)

令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付申請書

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(申請者)

所在地 大分市大手町3-1-1

商 号 大分建設(株)

代表者 代表取締役 ○○ ○○

担当者 ○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

令和7年度において、建設産業DX加速化事業の補助を受けたいので、
補助金 金 1,000,000 円を交付されるよう、大分県建設産業DX加速化事業
費補助金交付要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的 ICT建設機械化により、生産性向上や就労環境の改善を図る
- 2 事業完了予定 令和 7 年 11 月 30 日
- 3 添付書類
 - (1)導入計画書(第2号様式)
 - (2)収支予算書(第3号様式)
 - (3)誓約書(第4号様式)
 - (4)賃金増加率試算表(第5号様式)※賃上げ枠のみ
 - (5)賃上げ前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
 - (6)その他知事が必要と認める書類

(1) 申請区分 ☒ 通常枠 ☐ 賃上げ枠

(2)実施予定期間 令和7年7月20日 から 令和7年11月30日

機器等の名称	活用方法	見込まれる効果
ICT建機化機器 〇〇	既存のバックホウ0.8m3をICT建設機械化するため、後付け機器の導入に本事業を活用する。	ICT建設機械化の導入により、丁張を設置することなく、掘削等の作業を行うなど、現場作業の効率化が図れる。また、現場での作業人員を減らすことができるため、技術者の超過勤務を抑制でき、就労環境の改善にもつながる。

日程	内容	備考
令和7年7月20日	機器の注文	
令和7年11月30日	機器の納品	事業完了
令和7年12月20日	代金支払	〇〇払い

項 目	経 費	うち補助対象経費	積 算 内 訳
ICT建機化機器	円 4,400,000	円 4,000,000	4,000,000 × 1.1 = 4,400,000
計	円 4,400,000	円 4,000,000	

補助限度額	補助対象経費計の2分の1相当額	県費補助金
円 1,000,000	円 2,000,000	円 1,000,000

※ 県費補助金は、補助限度額と補助対象経費計の2分の1相当額のうち低い方

第3号様式(第3条関係)

収 支 予 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	1,000,000 円	
事業者負担分	3,400,000	
計	4,400,000 円	(補助対象経費 4,000,000 円)

2 支出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
ICT建機化機器	4,400,000 円	$4,000,000 \times 1.1$ $= 4,400,000$
計	4,400,000 円	(補助対象経費 4,000,000 円)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 7 年 〇 月 〇 日

大分県知事
佐藤 樹一郎 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

所在地	大分市大手町3-1-1
(ふりがな)	おおいたけんせつ
商号又は名称	大分建設(株)
(ふりがな)	まるまる まるまる
代表者氏名	〇〇 〇〇
代表者生年月日	昭和〇年〇月〇日
代表者性別	男

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

賃金増加率試算表

A	賃上げ時点での直近1か月分の賃金台帳	令和 7 年 8 月分
B	賃金引上げ予定日	令和 7 年 1 1 月 1 日

A					B							
	労働者氏名	生年月日	採用年月日	区分	賃上げ前 賃金等単価 (支給済)	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等単価 (予定)	時	日	賃上げ後 月額賃金 (予定)
1	Aさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	854 円	155		132,370 円	884 円	155		137,020 円
2	Bさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	854 円	155		132,370 円	884 円	155		137,020 円
3	Cさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	854 円	155		132,370 円	884 円	155		137,020 円
4	Dさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	860 円	155		133,300 円	890 円	155		137,950 円
5	Eさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	890 円	155		137,950 円	910 円	155		141,050 円
6	Fさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	900 円	155		139,500 円	920 円	155		142,600 円
7	Iさん	S45.6.1	H2.4.1	時給	920 円	155		142,600 円	940 円	155		145,700 円
8	Jさん	S45.6.1	H2.4.1	日給	6,000 円		20	120,000 円	6,150 円		20	123,000 円
9	Kさん	S45.6.1	H2.4.1	日給	7,000 円		20	140,000 円	7,100 円		20	142,000 円
10	Lさん	S45.6.1	H2.4.1	日給	7,000 円		20	140,000 円	7,100 円		20	142,000 円
11	Mさん	S45.6.1	H2.4.1	日給	7,500 円		20	150,000 円	7,600 円		20	152,000 円
12	Nさん	S45.6.1	H2.4.1	日給	7,500 円		20	150,000 円	7,600 円		20	152,000 円
13	Oさん	S45.6.1	H2.4.1	日給	8,000 円		20	160,000 円	8,100 円		20	162,000 円
14	Pさん	S45.6.1	H2.4.1	月給	170,000 円			170,000 円	173,000 円			173,000 円
15	Qさん	S45.6.1	H2.4.1	月給	210,000 円			210,000 円	212,000 円			212,000 円
16	Rさん	S45.6.1	H2.4.1	月給	220,000 円			220,000 円	221,500 円			221,500 円
17	Sさん	S45.6.1	H2.4.1	月給	220,000 円			220,000 円	221,500 円			221,500 円
18	Tさん	S45.6.1	H2.4.1	月給	250,000 円			250,000 円	251,000 円			251,000 円
19					円			円	円			円
20					円			円	円			円
								2,880,460 円				2,930,360 円
										増加率		1.732 %

※交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員を対象とする。

※上記表における支給額の増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えていれば要件達成となる。

※行が足りない場合は適宜追加するか、この用紙を印刷して使用すること。

※「A 賃上げ前賃金等単価（支給済）」欄には、賃上げ時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「B 賃上げ後賃金等単価（予定）」欄には、引上げ後の賃金等予定単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は賃上げ時点での直近1か月分の実績で計算すること。

第6号様式(第4条関係)

令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金変更承認申請書

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(申請者)

所在地 大分市大手町3-1-1

商 号 大分建設(株)

代表者 代表取締役 ○○ ○○

担当者 ○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

令和 7 年 ○ 月 ○ 日付け 建政 第 ○ 号で交付決定通知のあった
令和 7 年度建設産業DX加速化事業について、下記のとおり変更したいの
で承認されるよう、大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付要綱第4条
第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

○○に伴う事業日程の変更のため

2 変更後交付申請額

変更前	1,000,000	円
変更後	1,000,000	円
差引額	変更なし	円

3 添付書類

(1)変更導入計画書(第7号様式)

(2)変更収支予算書(第8号様式)

変更導入計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

- (1) 申請区分

(変更前) ☒ 通常枠

(変更後) ☒ 通常枠

☐ 賃上げ枠

☐ 賃上げ枠
- (2) 実施予定期間

(変更前) 令和7年7月20日 から 令和7年11月30日

(変更後) 令和7年7月20日 から 令和8年1月31日

(3) 導入予定機器等及びその活用方法、見込まれる効果

機器等の名称	活用方法	見込まれる効果
(変更前) ICT建機化機器	既存のバックホウ0.8m3をICT建設機械化するため、後付け機器の導入に本事業を活用する。	ICT建設機械化の導入により、丁張を設置することなく、掘削等の作業を行うなど、現場作業の効率化が図れる。
(変更後) 変更なし	変更なし	変更なし

(4) 事業日程

日程	内容	備考
(変更前) 令和7年7月20日 令和7年11月30日 令和7年12月20日	機器の注文 機器の納品 代金支払	事業完了
(変更後) 令和7年7月20日 令和8年1月31日 令和8年2月15日	機器の注文 機器の納品 代金支払	事業完了

2 事業に要する経費

項目	経費	うち補助対象経費	積算内訳
(変更前) ICT建機化機器	円 4,400,000	円 4,000,000	4,000,000 × 1.1 = 4,400,000
計	円 4,400,000	円 4,000,000	
(変更後) ICT建機化機器	円 変更なし	円 変更なし	
計	円 変更なし	円 変更なし	

県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の2分の1相当額	県費補助金
(変更前) 円 1,000,000	円 2,000,000	円 1,000,000
補助限度額	補助対象経費計の2分の1相当額	県費補助金
(変更後) 円 変更なし	円 変更なし	円 変更なし

※ 県費補助金は、補助限度額と補助対象経費計の2分の1相当額のうち低い方

第8号様式(第4条関係)

変 更 収 支 予 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	(変更前) 1,000,000 円	
事業者負担分	3,400,000	
計	4,400,000 円	(補助対象経費 4,000,000 円)
県費補助金	(変更後) 変更なし 円	
事業者負担分	変更なし	
計	変更なし 円	(補助対象経費 変更なし 円)

2 支出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
ICT建機化機器	(変更前) 4,400,000 円	
計	4,400,000 円	(補助対象経費 4,000,000 円)
ICT建機化機器	(変更後) 変更なし 円	
計	変更なし 円	(補助対象経費 変更なし 円)

建政 第 ○ 号
令和 7 年 ○ 月 ○ 日

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎
(公印省略)

令和 7 年 ○ 月 ○ 日付けで交付申請のあった上記の補助金については、大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助対象経費 金 4,000,000 円

2 補助金の交付決定額 金 1,000,000 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容(賃上げ枠から通常枠への変更を含む)又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、次の関係書類を知事に提出し、その承認を受けること。なお、補助事業の内容の変更において、通常枠から賃上げ枠の変更はできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、大分県補助金等交付規則、大分県建設産業DX加速化事業実施要領及び大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (11) この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
 - (イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (ロ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第10号様式(第5条関係)

令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付決定変更通知書

建政 第 ○ 号
令和 7 年 ○ 月 ○ 日

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎
(公印省略)

令和7年○月○日付けで変更申請のあった上記の補助金については、大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により下記のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 補助対象経費 | (金 4,000,000 円) |
| | 金 1,000,000 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | (金 1,000,000 円) |
| | 金 1,000,000 円 |
| 3 補助条件 | |

- (1) 補助事業の内容(賃上げ枠から通常枠への変更を含む)又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、次の関係書類を知事に提出し、その承認を受けること。なお、補助事業の内容の変更において、通常枠から賃上げ枠の変更はできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、大分県補助金等交付規則、大分県建設産業DX加速化事業実施要領及び大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (11) この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
 - (イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (ロ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

土木建築部建設政策課

第11号様式(第8条関係)

令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付請求書

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(申請者)

所在地 大分市大手町3-1-1

商 号 大分建設(株)

代表者 代表取締役 ○○ ○○

担当者 ○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

令和7年 ○ 月 ○ 日付け 建政 第 ○ 号で交付決定通知のあった
令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金 1,000,000 円を精算払い
の方法により交付されるよう、大分県建設産業DX加速化事業費補助金交付
要綱第8条の規定により請求します。

(補助金振込先口座)

・ 振込先銀行名 ○○銀行 ○○支店

・ 口座名義 オオイトケンセツ カブシキガイシャ 大分建設株式会社 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 ○○ ○○

・ 口座種別 普 通 ・ 当 座

・ 口座番号 ○○

第12号様式(第9条関係)

令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金実績報告書

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(申請者)

所在地 大分市大手町3-1-1

商 号 大分建設(株)

代表者 代表取締役 ○○ ○○

担当者 ○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

令和7年 ○ 月 ○ 日付け 建政 第 ○ 号で交付決定通知のあった
上記の補助金について、下記のとおり実施したので、大分県建設産業DX加
速化事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添え
て報告します。

記

1 事業完了年月日 令和 7 年 ○ 月 ○ 日

※関係書類及び添付書類

(1)関係書類

- ①導入実績書(第13号様式)
- ②収支精算書(第14号様式)
- ③賃金増加率計算表(第15号様式) ※賃上げ枠のみ

(2)添付書類

- ①実績報告前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- ②契約書又は見積書の写し
- ③領収書又は請求書の写し
- ④完成写真
- ⑤財産管理台帳の写し
- ⑥その他知事が必要と認める書類

(1)申請区分 ☒ 通常枠 ☐ 賃上げ枠

(2)実施期間 令和7年7月20日 から 令和7年11月30日

機器等の名称	活用方法	効 果
ICT建機化機器 〇〇	既存のバックホウ0.8m3をICT建設機械化するため、後付け機器の導入に本事業を活用した。	ICT建設機械化の導入により、丁張を設置することなく、掘削等の作業を行うことで作業の効率化を図った。また、現場での作業人員を減らすことができるため、技術者の超過勤務を抑制でき、就労環境の改善にもつながった。

日	程	内	容	備	考
令和7年7月20日		機器の注文			
令和7年11月30日		機器の納品		事業完了	
令和7年12月20日		代金支払		〇〇払い	

項 目	精 算 額	うち補助対象経費	内訳
ICT建機化機器	円 4,400,000	円 4,000,000	4,000,000 × 1.1 = 4,400,000
計	円 4,400,000	円 4,000,000	
	予算額	うち補助対象経費	
	4,400,000	4,000,000	
	予算増減額	補助対象経費増減額	

補助限度額	補助対象経費計の2分の1相当額	県費補助金
円 1,000,000	円 2,000,000	円 1,000,000

第14号様式(第9条関係)

収 支 精 算 書

1 収入

項 目	精算額	予算額	増減額	備考
県費補助金	円 0	円 1,000,000	(1,000,000)	
事業者負担分	4,400,000	3,400,000	1,000,000	
計	円 4,400,000	円 4,400,000	0	(補助対象経費 4,000,000 円)

2 支出

項 目	精算額	予算額	増減額	積算内訳
ICT建機化機器	4,400,000	円 4,400,000	0	$4,000,000 \times 1.1$ $= 4,400,000$
計	円 4,400,000	円 4,400,000	円 0	(補助対象経費 4,000,000 円)

賃金増加率計算表

A	賃上げ時点での直近 1 か月分の賃金台帳	令和 7 年 8 月分
B	実績報告時点での直近 1 か月分の賃金台帳	令和 8 年 1 月分

A					B							
	労働者氏名	生年月日	採用年月日	区分	賃上げ前 賃金等単価	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等単価	時	日	賃上げ後 月額賃金 (支給済)
1	A さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	854 円	155		132, 370 円	884 円	155		137, 020 円
2	B さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	854 円	155		132, 370 円	884 円	155		137, 020 円
3	C さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	854 円	155		132, 370 円	884 円	155		137, 020 円
4	D さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	860 円	155		133, 300 円	890 円	155		137, 950 円
5	E さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	890 円	155		137, 950 円	910 円	155		141, 050 円
6	F さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	900 円	155		139, 500 円	920 円	155		142, 600 円
7	I さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	時給	920 円	155		142, 600 円	940 円	155		145, 700 円
8	J さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	日給	6, 000 円		20	120, 000 円	6, 150 円		20	123, 000 円
9	K さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	日給	7, 000 円		20	140, 000 円	7, 100 円		20	142, 000 円
10	L さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	日給	7, 000 円		20	140, 000 円	7, 100 円		20	142, 000 円
11	M さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	日給	7, 500 円		20	150, 000 円	7, 600 円		20	152, 000 円
12	N さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	日給	7, 500 円		20	150, 000 円	7, 600 円		20	152, 000 円
13	O さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	日給	8, 000 円		20	160, 000 円	8, 100 円		20	162, 000 円
14	P さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	月給	170, 000 円			170, 000 円	173, 000 円			173, 000 円
15	Q さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	月給	210, 000 円			210, 000 円	212, 000 円			212, 000 円
16	R さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	月給	220, 000 円			220, 000 円	221, 500 円			221, 500 円
17	S さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	月給	220, 000 円			220, 000 円	221, 500 円			221, 500 円
18	T さん	S45. 6. 1	H2. 4. 1	月給	250, 000 円			250, 000 円	251, 000 円			251, 000 円
19					円			円	円			円
20					円			円	円			円
								2, 880, 460 円				2, 930, 360 円
										増加率		1. 732 %

※交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員を対象とする。

※上記表における支給額の増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えていれば要件達成となる。

※行が足りない場合は適宜追加するか、この用紙を印刷して使用すること。

※「A 賃上げ前賃金等単価」欄には、賃上げ時点での直近 1 か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「B 賃上げ後賃金等単価」欄には、実績報告時点での直近 1 か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は賃上げ時点での直近 1 か月分の実績で計算すること。

参考様式

財産管理台帳

申請者名：大分建設(株)

番 号	名 称	規 格・機 種	数 量	単 位	取 得			処 分 制 限 期 間 (50万円以上の場合)		処 分 の 状 況			保管場所	備 考
					単 価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年 月 日	耐用年数	処分制限 年 月 日	価 格	処分の内容 内 容	年 月 日		
1	ICT建機 化機器 〇〇	〇〇- XX- △△	1	台	4,000,000	4,000,000	R7.11.30	6	R13.11.29				〇〇市 〇〇町	(株)〇〇
2														
3														
4														
5														

- 注
- 1

1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、「処分制限期間」の欄も記入するものとする。
- 2

処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
- 3

「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 4

「処分の内容」の欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
- 5

「備考」の欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
- 6

この様式により難しい場合には、「処分制限期間」の欄及び「処分の状況」の欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第16号様式(第10条関係)

令和7年度大分県建設産業DX加速化事業費補助金の額の確定通知書

建政 第 ○ 号
令和 7 年 ○ 月 ○ 日

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎
(公印省略)

令和 7 年 ○ 月 ○ 日付けで提出のあった令和 7 年度大分県建設産業
D X 加速化事業費補助金実績報告書に基づき、令和 7 年 ○ 月 ○ 日付け
建政 第 ○ 号による交付決定通知に係る補助金の額 1,000,000 円について
は、金 1,000,000 円に確定したので、大分県建設産業D X 加速化事業費補助
金交付要綱第10条の規定により通知します。

土木建築部建設政策課